

飯山市 産後ママヘルプサービスのご案内

出産後の育児に関する不安や孤立感を軽減し、安心して育児に臨めるよう、支援員がご自宅を訪問してサポートを行います。産婦に限らず、ご家族の申請・利用も可能です。

【利用できる方】

飯山市に住所があり、以下のいずれかの要件を満たす方（事前に申請が必要です。）

- ①出産後、産婦及び乳児の世話をする者がいない家庭で、育児に対する不安を抱え、育児支援や育児に関する相談対応やサポートを必要とする者。
- ②多胎・若年妊婦、特定妊婦、障害児または病児を抱える産婦等で社会的な支援が必要である者
- ③その他、保健師によるアセスメントの結果、支援が必要と認められる者
- ①については、父、祖父母等ご家族の方の申請、サービスを利用することができます。

【内 容】

1. 育児に関する相談対応やサポート：不安や困っていることなどのお話を聞きながら、育児に付随する家庭内での必要な支援
2. 育児支援：授乳、おむつ交換、沐浴介助等、家庭内での育児の手技の確認及びお手伝い
3. その他の育児に関して必要な助言（専門的知識やケアを要する相談を除く。）

※当事業は、利用者のご自宅で、お母さんまたはご家族の監護のもとに行う事が原則となります。
お子さんをお預かりしたり、一緒に外出したりすることはできません。

【利用期間・時間・回数】

◆出産退院後、以下の表のとりの期間及び時間の利用が可能です。

	期間	申請できる時間	利用限度
単胎児	出産退院後 1 年間 (利用決定は半年ごとに行います。)	最大 4 時間 1 日 2 回まで	40 時間／月
多胎児	出産退院後 1 年 6 か月		100 時間／月

◆利用の時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までの間

◆土・日・祝日・年末年始、ご希望の日程によっては、支援員が確保されない場合もあります。

◆利用を希望する月の前月 15 日までに、飯山市社協へ利用希望スケジュールを提出してください。
急な申請の場合、ご希望に添えないことがありますので、ご了承ください。

◆一歳未満であっても、自宅外での保育を開始した場合、このサービスは終了となります。

【利用料金】

◆自己負担なし

◆キャンセルする場合、原則利用日の2日前までに利用者が社協へ連絡をしてください。

これ以降はキャンセル料として 1,100 円の利用者自己負担をいただきます。

【支援員について】

◆飯山市社会福祉協議会が所管する有償在宅福祉サービス「スマイルとうと」に登録された支援員が訪問し、支援を行います。

◆支援員には守秘義務があります。利用者に関する個人情報及び秘密は厳守します。

◆サービス利用中に万が一事故が発生した場合、支援員の過失による事故に関してのみ賠償責任を負うものとします。利用者の理由による事故に関しては、責任を負えませんので、ご了承ください。

【サービス利用の流れ】

1. 「飯山市産後ママヘルプサービス利用申請書」を保健福祉課に提出する。

＊申請時に、利用希望理由や詳しい家族状況をお聞きします。

＊妊娠中から申請することができます。

＊申請書は、飯山市役所保健福祉課にあります。

2. サービスの利用の認定後、「産後ママヘルプサービス利用決定通知書」送付します。

3. 社協担当者より連絡があり、当日の細かい内容の打ち合わせを行います。

4. 当日、支援員が訪問し、支援を行います。支援終了後、「飯山市産後ママヘルプサービス利用確認票」確認に㊟を押してください。利用確認票2枚（複写）のうち、1枚は利用者宅のファイルにつづり、もう一枚は支援員が持ち帰り、社協へ提出します。利用確認票のファイルは、利用終了まで保管していただき、利用終了時に回収します。

【利用申請およびお問い合わせ】

飯山市役所 保健福祉課 健康増進係

TEL（0269）67-0727（内線187）